

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	長崎県教育委員会
指定したモデル地域名	佐世保市

概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校種別・学校数
長崎県	特別支援学校 2 校、高等学校 9 校、中学校 1 校
佐世保市	幼稚園 7 園、小学校 49 校、中学校 27 校
私立	幼稚園 31 園、中学校 1 校、高等学校 5 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

長崎県立佐世保特別支援学校は、平成 24、25 年度に長崎県の研究指定を受け、在籍する児童生徒の居住地の小・中学校との交流及び共同学習（以下「居住地校交流」という。）に焦点を当てた研究に取り組んだ。その中で、事前打合せ資料等の研究成果物を活用しながら、基礎的環境整備及び合理的配慮の観点に立った実践の充実に努めてきた。

モデル地域内の特別支援学校と市内の小・中学校との居住地校交流については、長年取組が継続している学校もあれば、今年度初めて実施する学校もあり実態は多様である。特別支援学校と市教育委員会間での居住地校交流を行う児童生徒についての情報共有や、佐世保特別支援学校が取り組んだ県の指定研究の成果の普及により、全体的に特別支援教育の推進が図られてきている。

そこで、モデル地域の中から、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を設置し、学校規模が比較的大きい佐世保特別支援学校及び同校と居住地校交流を行う小・中学校 6 校を対象校に指定し、合理的配慮の観点を踏まえた幅広い実践を蓄積させていくこととした。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 交流及び共同学習運営協議会

実践成果を評価・分析し、必要な指導・助言を行うため、長崎県教育委員会、学識経験者、佐世保市教育委員会、佐世保特別支援学校、居住地校代表者等からなる会議を年2回開催した。

(2) 交流及び共同学習連絡会議

具体的な指導事例を通して、指導・助言を行うとともに、成果の普及等の方法を検討するため、長崎県教育委員会、指導に当たった担当教員、合理的配慮協力員、佐世保市教育委員会等からなる会議を年2回開催した。

(3) 合理的配慮協力員

居住地校交流の打合せ時における合理的配慮の検討及び評価、小・中学校における障害のある児童生徒や特別支援教育に関する事前学習の実施、保護者との教育相談等のため、佐世保特別支援学校に2名配置した。

【モデル地域内における取組】

特別支援学校と居住地校交流を行う小・中学校間で共通した打合せ及び評価用のシートを継続的に活用することで、居住地校交流における学習のねらいの精選や合理的配慮の観点に立った学習内容の調整、教材の工夫等を行うことができた。

また、合理的配慮協力員が特別支援学校の教員と共に小・中学校に出向き事前学習を行ったり、特別支援学校内に活動の様子を掲示したりすることにより、居住地校交流の意義を踏まえた実践につながった。

3. 成果及び課題

打合せや評価等を綿密かつ効率的に行うことで、居住地校交流の意義や学習上のねらいを達成するための適切な合理的配慮が提供できた事例を少しずつ蓄積することができた。また、モデル地域の特別支援学校が作成した居住地校交流のねらいや効果を示したリーフレットを小・中学校教員等に配布したことで、授業の円滑な実施だけでなく、障害のある児童生徒や特別支援教育の理解促進につながってきている。

課題としては、限られた機会を的確に捉えて、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学び合うために、社会性や豊かな人間性を育むための授業計画を作成し、実際の指導及び評価を行うための特別支援学校及び居住地校教員の更なる指導力の向上が必要である。また、居住地校の児童生徒及び教職員等と障害のある児童生徒との相互理解を促進するため、試行的に特別支援学校の特定の児童生徒を居住地校の学級名簿に記載するなどして学級への所属感や仲間意識を育んだり、居住地校の学校行事に参加し、障害のある児童生徒と居住地校の児童生徒、教職員、保護者、地域住民との結びつきを強める活動に取り組んだりしていきたい。